

## ★ケアマネ不足による「介護難民」増加が懸念 高齢化・業務範囲外の仕事が多く 資格更新申請したくない

介護保険制度の中で介護現場の司令塔であるケアマネジャー（介護支援専門員）不足が深刻化しています。対策を急がなければ、必要なケアを受けられない「介護難民」が増加することが懸念されています。ケアマネは、介護や支援が必要な高齢者が自立した生活を送れるように相談・サポートする専門職です。自治体や事業者と調整しながら個々のケアプランを作成することがメインの仕事で、ケアプランありきで初めて介護サービスが提供されます。また 担当する利用者宅を月 1 回訪問する役割も担っています。

### ケアマネジャー数の推移

介護の現場で働く人は 213 万人に上り、ここ 10 年で 30 万人以上増えた。処が、ケアマネに限ると、2018 年度の 19 万人をピークに減少傾向にあります。高齡化も進み、23 年度は 60 歳以上の割合が初めて 3 割を超えました。5 年おきに ケアマネの更新申請が必要ですが、更新時期に再更新しない人が増えており、このままでは 介護需要が最も多くなる 40 年ごろには大幅に不足することが予測されます。(図 1)

ケアマネジャー数の推移



**金銭管理をしてほしい**  
ケアマネジャーは、サービス利用の調整のため、ご本人の年金などの収入や生活上の支出を把握することで、どの程度、介護保険サービス等が利用できるかお聞きすることがありますが、お金の預かりや管理はできません。ご本人が自分で金銭管理ができない時には、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用しましょう。

**病院に連れて行ってほしい**  
ケアマネジャーは、医療機関と連携しながらサービス調整を行います。ご本人・ご家族の通院の送迎はできません。通院の介助が必要な時は、訪問介護による通院等乗降介助や有償サービスなどを利用しましょう。

**保証人になってほしい**  
ケアマネジャーは、金銭債権の連帯保証人や入院時の身元保証人になることはできません。病院や行政機関に相談しましょう。

**これらもケアマネジャーの本来の業務ではありません /**

携帯電話の操作や手続き	日常的な安否確認
買物・掃除等の家事	害虫・ネズミの駆除
庭の芝刈り・草むしり	税金などの手続きや支払い
家屋の修理	救急車への同乗 ※一例です。

ケアマネジャーの業務は、介護保険サービスを利用できるようにサポートすることです。ケアマネジャーが本来の業務ではないことをすることで、利用者間での公平性を保つことができません。

なり手が増えない背景には、仕事の過酷さがあります。業界団体の調査では、ケアマネの 2 割 近くが仕事を続けたいと考えていた。理由で最も多いのが業務負担の重さを挙げています。特に「シャドーワーク」と呼ばれる業務範囲外の仕事も問題になっています。利用者の困り事を聞く中で、身の回りの世話・病院の通院の付き添い・行政手続き補助など従来は家族が担っていたような身の回りの世話まで頼まれることが増加しています。これらは介護保険サービスの対象外のため、引き受けても報酬は得られません。(図 2) 横浜市はケアマネの業務と役割を紹介する市民向けリーフレットの中で、シャドーワークを増やす要因となる本来業務外の仕事を例示しています。(図 3)

また、ケアマネは介護福祉士などの実務経験を経て資格が得られるにもかかわらず、収入が前職より低くなる逆転現象も起きています。國が人材確保のため、サービス提供する介護福祉士への待遇改善に重点を置いているのが理由でもあるが、ケアマネ不足が映し出すのは、高齢者を支える社会基盤の弱さを曝け出しています。介護難民が増加する前に、介護保険制度を崩壊させない方策を広く議論する必要があります。國は今年度、ケアマネの負担を軽減する自治体の取り組みへの支援に乗り出します。自治会組織や介護事業所、NPO などが、要介護者と契約を結んで身の回りの世話をすることを想定しています。処が 地域によっては受け皿になる組織が少なく、実効性は不透明の状況です。更に 受験資格の要件を緩和すると共に、5 年ごとに更新する制度を廃止する議論も進んでいます。しかし 導入する場合は、質の低下を 招かないための研修の充実などが欠かせません。また ケアプラン作成にも負担を求めることも 毎回 話題となっていますが実現していません。

**● ケアマネジャーができません**

ケアマネジャーの業務は介護保険サービスを利用できるようサポートすることです。そのため以下のようなことはケアマネジャーにはできません。

**金銭管理をしてほしい**  
サービス利用の調整のため、ケアマネジャーが利用者の収入や生活上の支出状況をうかがうことはありますが、お金の預かりや管理はできません。  
●利用者自身で金銭管理ができないときは、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用しましょう。

**病院に連れて行ってほしい**  
ケアマネジャーは医療機関と連携しながらサービス調整を行います。利用者や家族の通院付き添いはできません。  
●通院の介助が必要なときは、訪問介護による通院等乗降介助などを利用しましょう。

**保証人になってほしい**  
ケアマネジャーは金銭債権の連帯保証人や入院時の身元保証人になることはできません。  
●病院や行政機関に相談しましょう。

**これらもケアマネジャーの業務ではありません**

○ 携帯電話の操作や手続き	○ 日常的な安否確認
○ 庭の芝刈り・草むしり	○ 害虫・ネズミの駆除
○ 買物・掃除などの家事	○ 税金の手続きや支払い
○ 家屋の修理	

※できないことの一例です

休みたい 行かねばならぬ リハビリは  
ウエストの ゴムに生き方 注意され  
孫「いいなあ！ いっぱいあって」 診察券

令和 8 年 春 陽 (文責 MMY)